

※イラストの指文字は相手から見た形です。

手話も 覚えてみよう

vol.30

○手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)

令和7年6月25日に同法が施行されました。この法律は、手話が重要な意思疎通の手段であると位置付け、次の3つの基本理念が定められています。

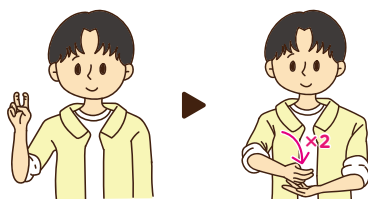
- ①手話の習得・使用に関する合理的配慮が適切に行われるために環境整備をする
- ②手話文化を保存・継承・発展させる
- ③手話に関する国民の理解と関心を深める

また、手話言語の国際デーである9月23日を「手話の日」と定めました。

やってみよう！～身近な言葉の手話～

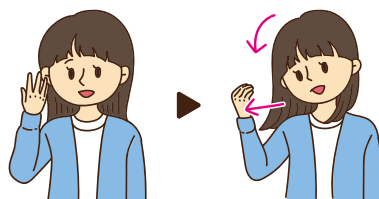
普段使う言葉を手話でやってみましょう。 ※QRコードを読み込んで、手話の動画を見ることもできます。

法律



チョキの形にした右手の人差し指と中指を軽く曲げて、左手の手のひらに2回下ろす。

関心(興味)を持つ



広げた右手を斜め前へ引きながら閉じると同時に、顔を斜め前に傾ける。

問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当 ☎(584)1111(代) 📠(584)1154



vol.25

自治会通信

自治会加入が暮らしの安心につながります



自治会加入
申し込みは
こちら

9月の敬老の日に合わせて、多くの自治会で敬老祝賀会やお祝い品の贈呈が行われました。

春日原地区自治会 だいとうくに お 大東九二生会長

80歳以上を対象に敬老祝賀会を行いました。毎年80人程度の参加があり、来賓やスタッフなどを含めると100人くらいになります。

オープニングを務めるのは、春日原いきいきクラブの「ひょっとこ踊り」。ひょっとこやおかめの面を被り、音楽に合わせて圧巻の踊りを披露してくれました。次に、春日野中学校コーラスグループによる合唱。澄んだ歌声は会場の雰囲気をも和やかにしてくれました。最後は、キッズダンス。公民館で練習した成果を存分に発揮してくれました。

祝賀会は大盛り上がりで、皆さんが手をたたきながら無邪気に笑う姿は、まるで50年前にさかのぼっているようでした。

参加者の多くは戦前・戦中・終戦直後に生まれ、当時は食料も住居も粗末で、苦しい生活を経験されています。そのような中、空襲で壊れたまちを徐々に復興させ、まちづくりに力を尽くしてこられました。

戦後生まれの私たちは、先代が苦勞してつくり上げてきた住みやすいまちや伝統文化を、今後も受け継いでいく必要があると思っています。



▲敬老祝賀会

問い合わせ先 地域づくり課協働推進担当 ☎(584)1111(代) 📠(584)1153